

相互接続ガイドブック

Guide Book for Interconnection
with NTT-West Networks



3

相互接続に関する参考情報—接続ルールと当社の取組み—

本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。

相互接続手続きを進めるにあたりましては、

①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。
②では他事業者様がご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。

③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。

どうぞご活用ください。

なお、最新の情報はホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

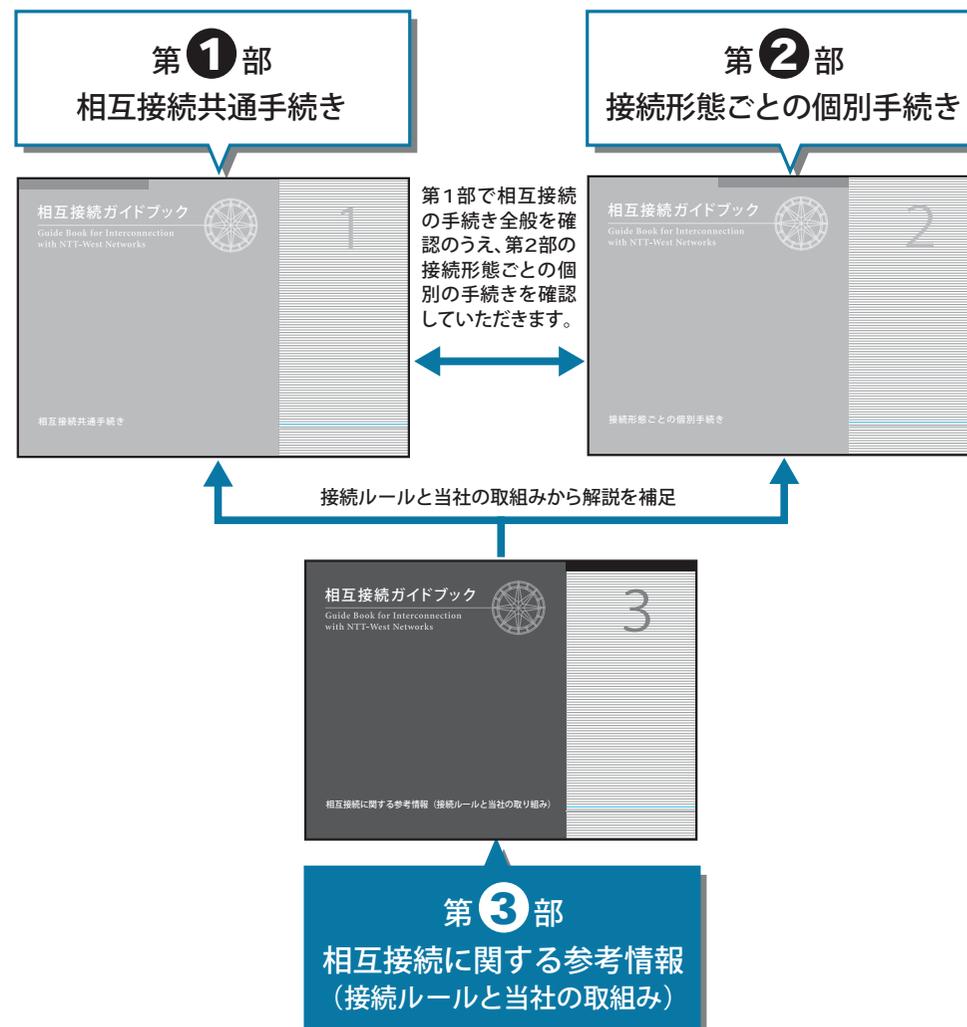
<http://www.ntt-west.co.jp/open/index.html>

お申込みいただく前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくこととなりますが、速やかな接続の開始のためには、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

なお、接続に関する情報については、可能な限り英語による提供に努めてまいります。相互接続のご相談及び協議に関する正式な文書交換と相互接続協定等の締結については、日本語とさせていただきます。



目 次

第1章 接続ルールと当社の取り組み

I 接続ルール（電気通信事業法）の概要	4
I-1 接続の基本的ルールの法制化	5
II 接続の義務と第一種指定電気通信設備の範囲	6
III 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）	7
III-1 接続約款の実施手続き	8
IV 接続会計	9
V 網機能提供計画	10
V-1 網機能提供計画の届出・公表	11
V-2 公表期間短縮（工事の開始の日の変更）	12
（参考）網機能公示の実施	13

第2章 ネットワークのオープン化の取り組み

I 接続ルールの整備状況とネットワークのオープン化	15
II 自由競争市場の実現に向けた3つの課題と相互接続の歴史	16
III 自主ルールによる取り組み	17
（参考）オープン化個別プログラムの実施	18
市内網の開放（アクセス系のオープン化）	19
IV 接続の基本ルールの法制化による接続制度の見直し	20
（参考）自主ルールとの接続の基本的なルールの比較	21
V 接続ルールの見直し①	22
接続ルールの見直し②	23
接続ルールの見直し③	24

第3章 情報公開の取り組み

I 情報開示の基本的な考え方	26
II 当社の開示情報	27
III 当社の開示窓口	28

第4章 その他の当社取り組み

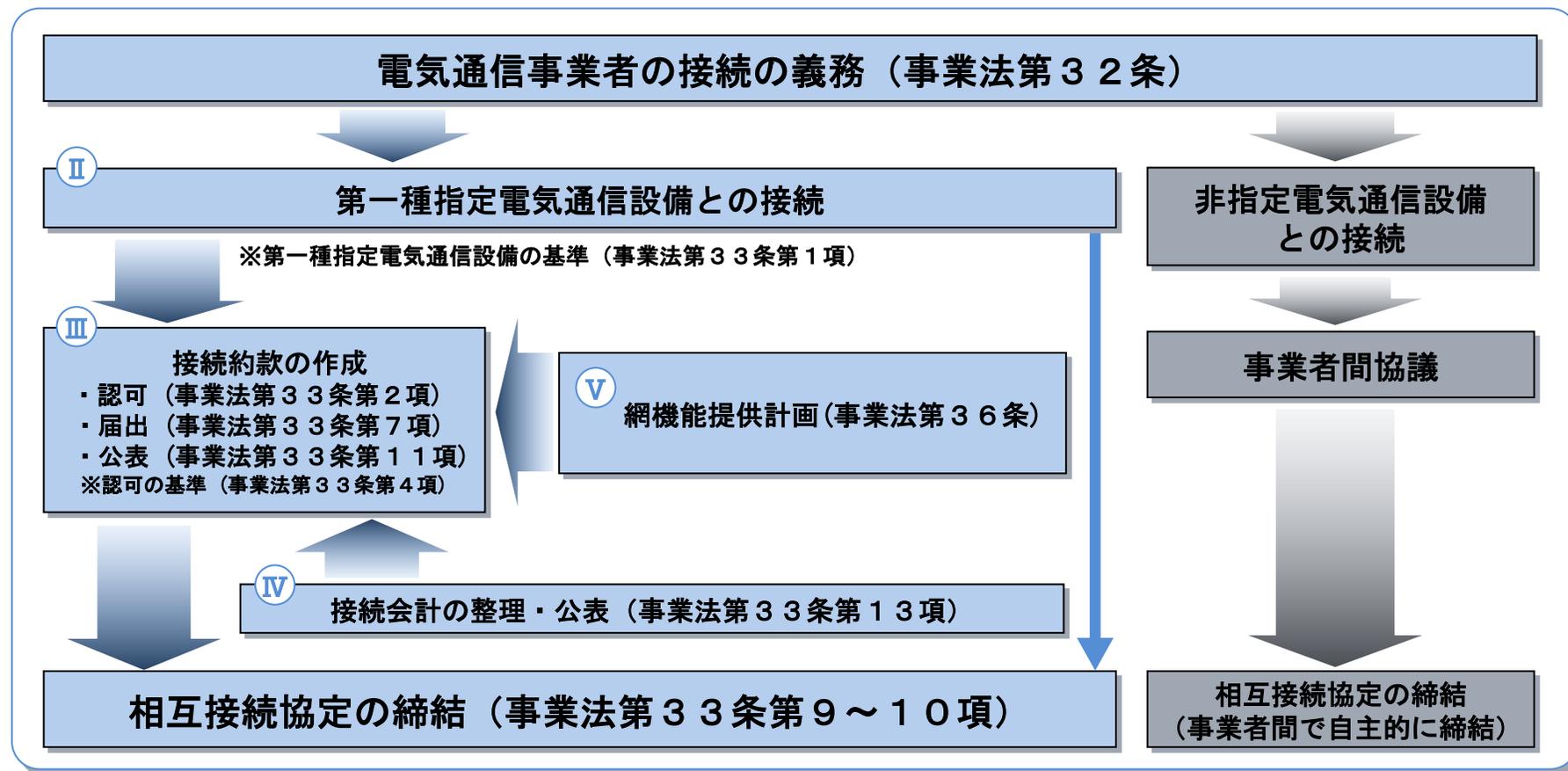
I ネットワーク機能のアンバンドル化	30
II 苦情・要望等の受付窓口について	31
III 公正競争及び内外無差別に関する取り組み	32

第1章

接続ルールと当社の取り組み

I 接続ルール（電気通信事業法）の概要

電気通信事業者が守るべきルールである電気通信事業法、事業法施行規則について相互接続に関する部分をまとめており、特に重要な部分については原文を抜粋して記載しています。また、接続約款の記載内容をご紹介するために目次の一覧を掲載しています。



I -1 接続の基本的ルールの法制化

現在の相互接続に関するルールについては、「接続の基本ルール」の法制化（1997年11月施行）及びその後の「接続の基本ルールの見直し」の法制化（2001年11月施行）等に基づき形成されてきたものです。

- 電気通信事業者の相互接続義務
- 接続条件の約款化（料金表含む）
- 接続約款案の公表と意見招請※
- 接続約款の公表義務
- 接続約款に基づいて相互接続協定を締結
- 接続会計規則の制定※
- 接続会計報告書の作成・公表
- 接続料規則の制定※
- 接続料規則に則った接続料金の算定
- 網機能提供計画の届出及び公開

（注1）下線は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に関して適用される特別なルール

（注2）※は総務省実施

Ⅱ 接続の義務と第一種指定電気通信設備の範囲

電気通信事業法

接続の義務（第32条）

- 全ての電気通信事業者にその設置する電気通信回線設備との接続の義務をルール化
〈接続を拒否し得る正当な理由〉
 - (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
 - (2) 自社の利益を不当に害するおそれがあるとき
 - (3) その他総務省令で定める正当な理由があるとき

第一種指定電気通信設備の指定（第33条第1項）

- 指定の目的
他の電気通信事業者の電気通信設備との接続による利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達
- 指定の単位
電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域
- 指定の範囲
総務省令で定める割合を超える加入者回線及びこれと一体として設置する設備で総務省令で定めるものの総体

事業法施行規則

接続の請求を拒める正当な理由（第23条）

- (1) 他事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること
- (2) 接続に応ずるための設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること
- (3) 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと（第一号に掲げる理由を除く。）。

方法（第23条の2第1項）

告示 ※平成13年11月30日（総務省告示第723号）
当該事業者への通知

単位（第23条の2第2項）

都道府県の区域（原則）

割合（第23条の2第3項）

固定端末系伝送路設備について、2分の1

第一種指定電気通信設備の範囲（第23条の2第4項）

- (1) 交換等設備
- (2) 伝送路設備
- (3) 情報の管理、役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- (4) 前3号の他、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であって、接続が利用者の利便向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

Ⅲ 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）

第一種指定電気通信設備との相互接続に関する条件を明らかにした接続約款を作成しています。また接続に関する料金や接続条件の作成・変更に際しては、総務大臣への認可申請後、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて広く意見を求める手続きを経ることとされており、公正性・透明性が確保されています。

接続約款の主な内容

【法令に規定された事項】

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- 接続協定の締結及び解除の手続き
- コロケーションに係る事項
- 接続までの標準的な期間
- 利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法

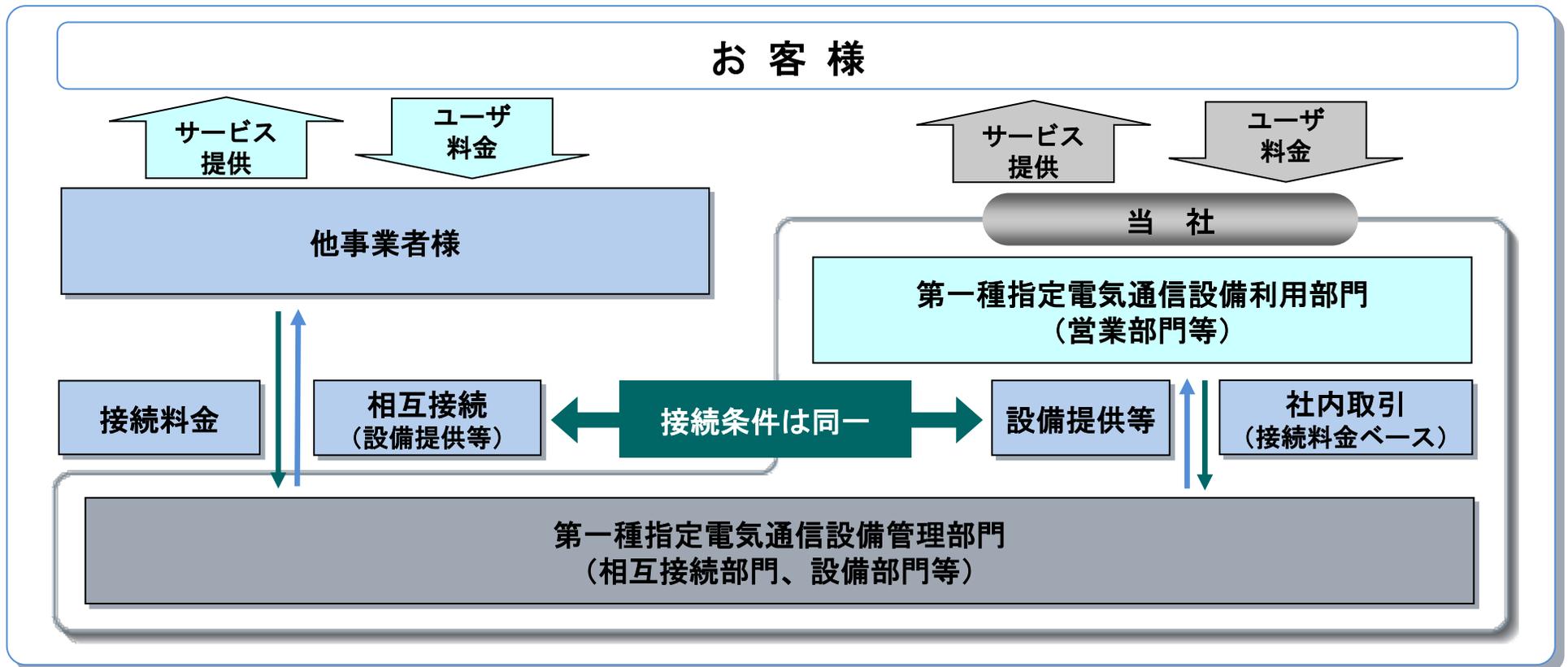
- 協議が調わないときのあっせん又は仲裁による解決方法
- 接続の手続き及び算定根拠に関する情報の提供

【その他接続に関して必要な事項】

- 接続の申し入れ手順等手続的な事項
- 経過措置に係る事項

IV 接続会計

接続会計は、当社の第一種指定電気通信設備の管理運営及びその接続、提供を行う部門（第一種指定電気通信設備管理部門）と、第一種指定電気通信設備を接続料金（アクセスチャージ）ベースで利用してユーザサービスを提供する部門（第一種指定電気通信設備利用部門）とに区分してそれぞれの収支状況等を明確化するとともに、アンバンドルされた接続料の算定に必要な基礎データを提供するため、第一種指定電気通信設備をそのまま階梯または用途に応じて細分化した設備区分単位のコスト把握を行うこととした会計制度です。



V 網機能提供計画

(電気通信事業法)

(電気通信事業法施行規則)

網機能提供計画の届出 (第36条第1項)

・届出対象
第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く）の変更又は追加の計画

・届出時期
当該工事の開始の日の総務省令で定める日数前までに総務大臣へ届出

・届出項目
総務省令に定めるところによる

届出を要しない網機能 (第24条の5)

- 1 プログラム又はデータを書き換える機能
- 2 トラフィック測定機能
- 3 課金機能、料金計算機能（事業者間精算機能を除く）
- 4 監視機能、制御機能（他事業者に影響を及ぼさないもの）
- 5 公衆電話の料金を即時に収納するための機能
- 6 指定電気通信設備を設置する事業者の特定の業務の部門のみに接続する機能（113等）
- 7 利用者が端末から利用条件を設定、変更するための機能（カスタマコントロール機能）
- 8 番号案内機能（他事業者との接続機能を除く）

届出時期 (第24条の2)

原則	90日前
例外	
・届出た計画の変更の届出、 他事業者様要望の機能の届出など	40日前
・勧告に基づく計画の変更の届出	7日前
・円滑な接続に支障が生ずることを 防止するためにやむを得ないと 総務大臣が認める場合	総務大臣が別に定める200日以内の日数

工事の開始の日の変更手続き (第24条の2)

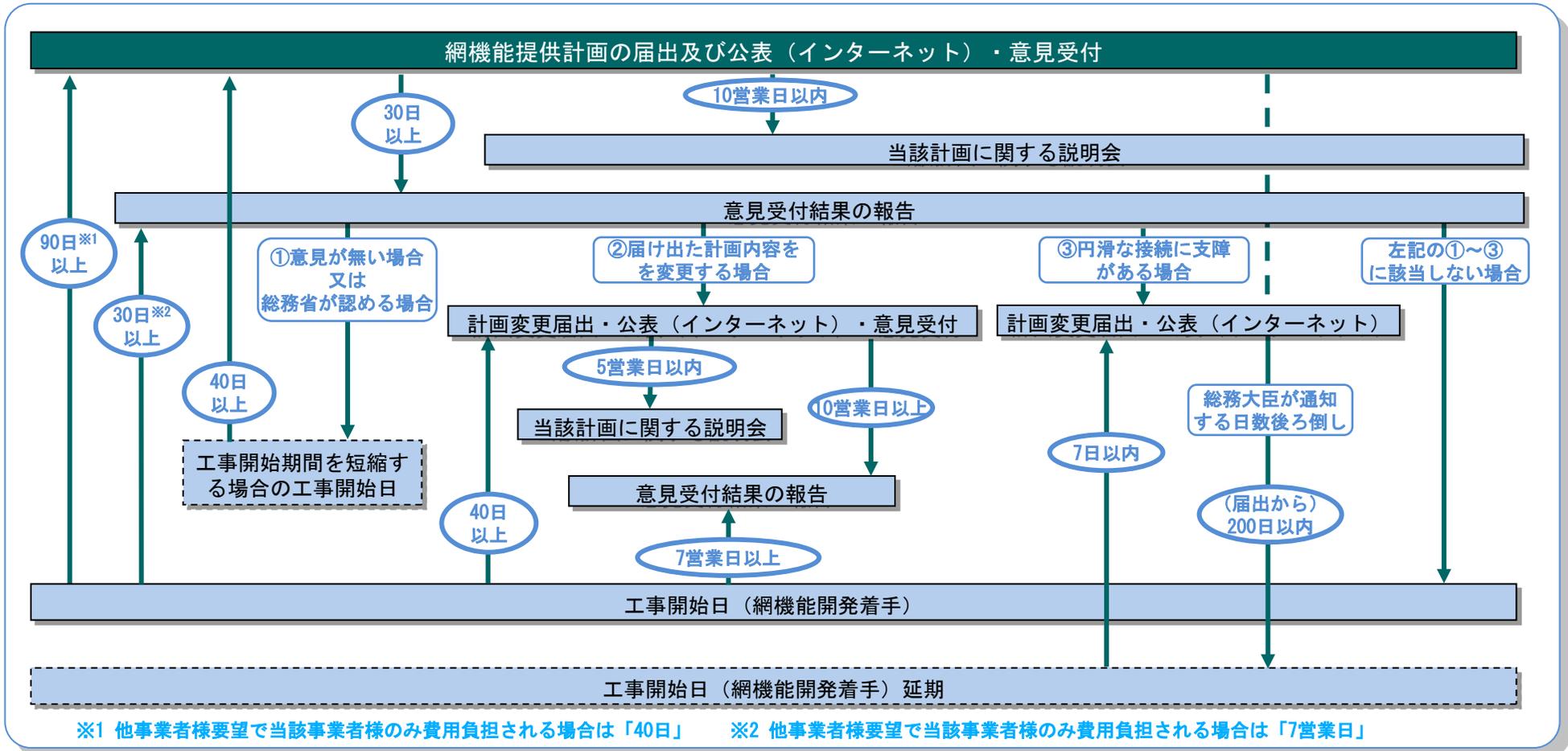
インターネット公表後30日間の意見受付期間内に、他事業者様より要望・意見がない場合又はその他総務省の承認を得た場合は、工事の開始日の変更（前倒し）をする場合がある。

届出項目・様式 (第24条)

機能の内容、提供条件、インタフェース、費用負担の有無及びその概算、提供予定時期等を所定の様式に記載

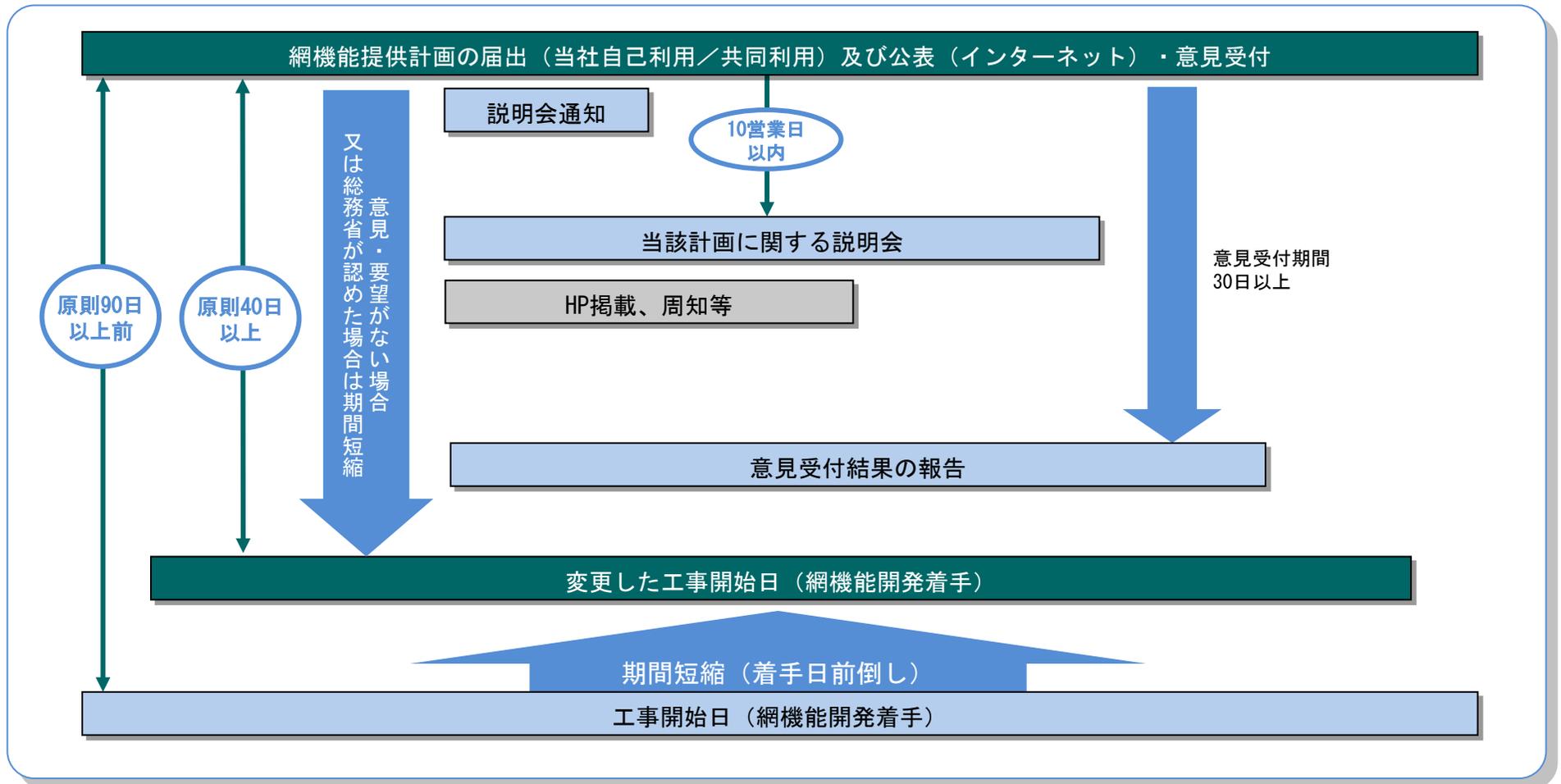
V-1 網機能提供計画の届出・公表

当社では、従来より相互接続条件に影響を及ぼす可能性があると思われる網機能の追加・変更にあたっては「網機能公示」を自主的に実施し、サービス開発に関する事業者間での公平性の確保に努めてまいりましたが、接続ルールでは指定電気通信設備の機能の変更・追加の計画について、原則「網機能提供計画」として総務大臣へ届出、公表することが義務付けられています。
(2019年3月省令改正を反映しております)



V-2 公表期間短縮（工事の開始の日の変更）

工事開始の90日前に網機能提供計画の届出が原則として義務付けられていますが、新サービスの早期提供の観点から、届け出た計画の公表（インターネット）後30日以上意見受付期間内に他事業者様よりご要望・ご意見がない場合又は円滑な接続に支障の防止のため総務省が認めた場合は、工事の開始日の変更前倒しをおこなう場合があります。



(参考) 網機能公示の実施

平成7年6月より網機能公示を着実に実施し、同時に他事業者様向けの説明会を開催してきました。

第1回 平成7年6月29日	<ul style="list-style-type: none">・1995年度第3四半期以降に開発着手する網機能及び開発着手済みの網機能（全18項目）
第2回 平成7年12月26日	<ul style="list-style-type: none">・オープンコンピュータネットワークの網機能（専用線UNI相当）・市内交換機接続インタフェース機能 [対応信号用（一般接続）]
第3回 平成8年3月26日	<ul style="list-style-type: none">・オープンコンピュータネットワークの網機能（高速データ伝送）・加入者回線接続インタフェース機能 [加入電話サービス用]
第4回 平成8年6月26日	<ul style="list-style-type: none">・市内交換機接続インタフェース機能 [準対応信号網構成用（一般接続）]・信号網接続インタフェース機能 [回線非対応信号用（共通部）]
第5回 平成8年11月25日	<ul style="list-style-type: none">・ATM専用サービス接続インタフェース機能
第6回 平成9年3月28日	<ul style="list-style-type: none">・接続先指示機能
第7回 平成9年7月3日	<ul style="list-style-type: none">・信号網接続インタフェース機能 [回線非対応信号用（市内交換機機能）]
第8回 平成9年9月25日	<ul style="list-style-type: none">・市外交換機接続インタフェース機能 [第二種事業者用]・デジタルアクセス1500サービス接続インタフェース機能
第9回 平成9年12月18日	<ul style="list-style-type: none">・帯域共用型ATMインタフェース機能